

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	1 予防接種に関する事務 2 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、予防接種・母子保健に関する事務において特定個人情報保護ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

平成28年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	1 予防接種に関する事務 2 母子保健に関する事務
②事務の概要	1 予防接種に関する事務 予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法の別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 2 母子保健に関する事務 母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 ・番号法の別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

1 予防接種情報ファイル 2 母子保健情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 予防接種に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 2 母子保健に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 予防接種に関する事務 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の17,18,19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>2 母子保健に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康部健康推進課	
②所属長	健康推進課長 沓沢 はつ子	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康部健康推進課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

